



ネットの 怪しい もうけ話に ご用心！

怪しい!?
と思ったら
市民相談センター
消費生活担当へ
☎(888)5648



ちよつと、待てよ…

日々、消費者を惑わせる手口が巧妙化するインターネットの世界。悪意のある事業者は、あの手の手で、その心理を揺さぶりにかかります。今回は、全国の消費生活センターに寄せられた相談の中から、「怪しいもうけ話」「偽セキュリティ警告画面」「子どものスマホトラブル」についての事例に沿って、知っておきたい心構えなどを紹介します。

簡単にもうかる うまい話は ありません！

インターネットを通して「1日数

分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金もうけのノウハウを売買する情報商材に関連する相談が急増しています。

情報商材は、電子媒体(PDF形式など)で取り引きされることが多く、手軽に購入できるようになっています。簡単に高額収入を得られる副業や投資のもうけ話など、うまい話には要注意です。

【相談事例】

ネット上で「誰でもできる簡単な作業で、1日10万円稼げる方法を今なら1万円でお教えします!」の見出しに誘われ、1万円コースの情報商材を購入した。

の作業をしているのに全然もうからず、その上まったくサポートもないので、事業者に解約と返金を求めたが断られた。

【消費者へのアドバイス】

◆情報商材は、契約前に中身を確かめることができます。怪しいと思ったら、安易に事業者に連絡しないこと

◆高額な契約の勧誘や、話が違ふと思ったら、きっぱりと断る

後から高額な契約を勧められた、広告にはなかったコンサルティングやソフトウェアの購入を勧められたなど、話が違ふと思ったらきっぱりと断りましょう。

◆クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない

高額な支払いのためにクレジットや借金を勧められ、すぐに元が取れるから大丈夫と言われても、安易に契約をしないでください。

「お金がない」と断ると、事業者に前述のように勧められるため、断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

◆不安に思ったら

市民相談センター消費生活担当へ契約の取り消しやクーリングオフなどができる場合もありますので、ご相談ください。

※
※
※
※

どんなかたでも
超簡単!
スマホで在宅バイト

★おすすめポイント!

- 【お客さま対応満足度】第1位!
- 【会員数】全国約7万人が利用中!
- 【資格・年齢】不要・何歳でもOK!
- 【必要な物】スマホか携帯電話
- 【参加費】無料!

★ご使用中のスマホで「簡単」に「自宅」で稼げます!

(広告の例)

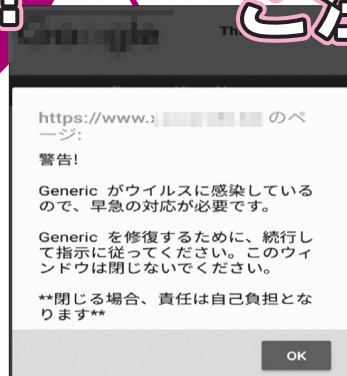


「あれ、どうしよう…」

スマホの 使い方は 家族内で 話し合いを!



ネットの 偽セキュリティ 警告画面に ご注意!



実際の偽警告画面
(一部加工)

「ウイルスに感染」 慌てないで 冷静な対応を

インターネットを使用中に、突然、「ウイルスに感染している」などの警告画面を表示させ、消費者を慌てさせるのは、悪質業者の手口の一つ。警告画面が出て、決して慌てずに、冷静な対応を取りましょう。

要と電話があり、クレジットカード情報を伝えてしまったが、冷静になって考えると、パソコンにはセキュリティソフトをすでにインストールして、脅威の報告もない。だまされたと思うので解約したい。

子どものスマホ トラブルも 後を絶ちません

【中学生からの相談事例】

スマートフォンで「お悩み相談」のつて小遣いをもらおうというサイト広告が目にとまり登録した。男性の相談に何度かメールで応じた後、「お礼の80万円を支払うには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と連絡を受け、母親のクレジットカードを無断で持ち出し、ポイントを購入した。何度も解除に失敗して、結局25万円も使ったが、お礼のお金はもたえていない。返金してほしい。

【相談事例】

ネット検索中に、突然「ウイルスに感染した」との警告が…。大手セキュリティソフト会社のロゴとかわせる表示もあり、記載されている電話番号に連絡したところ、遠隔操作ソフトのインストールを指示された。さらに、クレジットカード情報の入力を求められ、ためらうと、「今すぐ対処しないと危険」と言われ入力。その後、1時間操作し、結局「3年間のサポート契約を含め10万円」と説明された。

数時間後、同じ事業者らしき人から「ウイルスの脅威を防ぐため、6万円のセキュリティソフトが必

【消費者へのアドバイス】

◆警告画面をうのみせず、慌てて連絡や契約をしない
警告画面が偽モノと考えられる場合は画面を閉じましょう。また、その判断がつかないときは、「IPA(独立行政法人情報処理推進機構)情報セキュリティ安心相談窓口」へ相談しましょう。ホームページアドレスは次のとおりです。
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

◆不安に思ったら

市民相談センター消費生活担当へセキュリティソフトなどの解約は、事業者のホームページや事業者から届くメールに、その旨が記載されている場合があるので、まずはそれを参考に解約を申し出ましょう。

◆解約方法が分からないときなどはご相談ください。

市民相談センター消費生活担当へご相談ください。



【子どもが家族へのアドバイス】

◆子どもがスマートフォンでのトラブルに遭わないために、使い方について、家族内でよく話し合っておきましょう

◆簡単なやりとりで、見知らぬ人からお金をもらえることは絶対ありません

一度払ったお金を取り戻すのはとても困難です。その前、不安に思ったから市民相談センター消費生活担当へご相談ください。